

計画相談支援事業について

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成 27 年 4 月から、障害福祉サービス等を利用するすべての障害児者について、サービスの支給申請を行う際には「サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）」の提出が必要となっております。

また、計画相談支援の実施に当たっては、指定特定相談支援事業所を中心としたサービス担当者会議やモニタリング等を行ううえで、サービス事業所・施設も含めた関係機関の連携が重要となります。

事業者の皆様におかれましては、サービスを希望される方が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、本市の計画相談支援の実施に御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

参考 千葉市の計画相談支援事業について

1 サービス等利用計画 作成状況

(平成 28 年 12 月末現在)

計画相談支援	障害福祉サービス等受給者数 (人)	計画作成済み人数 (人)		達成率	
		a	b		セルフプラン
全国				b/a	97.1%
千葉県	32,326	31,716	5,396	0	98.1%
千葉市	5,242	4,995	994	0	95.3%

障害児相談支援	障害児通所支援受給者数 (人)	計画作成済み人数 (人)		達成率	
		c	d		セルフプラン
全国				d/c	99.1%
千葉県	11,356	11,295	3,907	0	99.5%
千葉市	1,982	1,982	282	0	100.0%

2 千葉市相談支援事業所数の推移

事業所数	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 28 年 12 月末
特定相談支援	37	44	48	50
障害児相談支援	20	25	29	31

3 利用プランの継続について

現在、千葉市では、サービスを利用する障害者・児全員に対して計画を作成するために必要となる事業者の参入が十分に進んでいないことから、平成27年及び平成28年度に限った措置として、利用プラン（簡易なセルフプラン）による対応を実施しております。

相談支援事業所数については、年々着実に増加しておりますが、相談支援専門員一人あたりが作成するサービス等利用計画数及び利用プランを抜いた計画作成率等から、平成29年度においても利用プランを継続します。

なお、利用プランの利用については、下記のとおり、一部の更新者に限られておりますので、ご注意ください。

(1) サービス等利用計画を求める者

- ・ 新規の支給決定者
- ・ 標準支給量を上回る障害福祉サービス等利用者
- ・ 居住系サービス及び療養介護の利用者
- ・ 児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用者

(2) 利用プランにより対応可能な者

- ・ 上記以外の者

4 計画相談支援事業所の指定について

計画相談支援事業につきましては、千葉市障害福祉サービス課地域支援班にて指定を行っております。

事業所の指定において、相談支援専門員の配置が必要となり、相談支援専門員は、実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、資格を得たこととなります。

なお、研修につきましては、千葉県において実施しておりますので、平成29年度の研修情報の詳細がわかり次第、メールにて各事業所にお知らせいたします。

指定・研修情報につきましてはの詳細は、下記ホームページをご確認ください。

千葉市ホームページ（相談支援指定関係書類）

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/soudanshien.html>

千葉県ホームページ（障害福祉に関する研修）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/kenshuu/index.html>